

第22号議案「長崎市公会堂条例を廃止する条例」
に対する附帯決議

本議案は、施設の老朽化や耐震性の不足等の状況を総合的に勘案し、平成27年4月1日付をもって公会堂を廃止しようとするものであり、慎重な審査を行うため、継続して審査を行ったところである。

審査において、今回廃止しようとする公会堂は、構造体や設備の著しい老朽化、耐震性の不足等の状況から、今後、全面改修を行ったとしても、空調の性能向上やバリアフリー対応、バックヤードの拡充、搬入口の改良などの課題を解消できず、文化施設としての十分な機能を備えた誰にとっても使いやすいホールとはなり得ないものと考えられる。また、長崎国際文化センター建設計画に関する考え方については、同計画により建設された施設同様、その精神をしっかりと未来へ引き継ぐという考え方が示され一定理解できるものである。これらの点を勘案し、公会堂の廃止については、事情やむを得ないとする。

しかしながら、公会堂廃止後の代替機能の確保については、現時点では、時期や場所等について明確にされていない。このことは、日頃から芸術文化の創作・発表の場として公会堂を利用している市民の活動の場がなくなってしまうのではないかという不安につながっている。

一方、県庁舎跡地活用検討懇話会からの提言において、県庁舎跡地の主要機能の1つとして「ホール機能」が盛り込まれているが、県庁舎跡地の活用は、さまざまな大型事業の検討が進められる中、長崎市の財政負担の面からも、まちづくりの面からも大変重要な課題であり、周辺施設との役割分担にも十分に配慮しながら、整備が進められる必要があるが、県において、具体的な検討がこれから行われ、方針が示されるものと考えている。

よって、今後、代替機能の確保について検討を進めるに当たっては、公会堂が市民の芸術文化活動の拠点であることを鑑み、強い意志を持って取り組まれるよう、以下の点について強く要請する。

- 1 県庁舎跡地の活用において、当事者意識を持ち、特にホール機能については、不退転の決意をもって県との協議を積極的に推進し、早急に県市の意見をまとめること。
- 2 公会堂廃止後、新たに機能が確保されるまでの間は、ブリックホールを初めとしたその他の文化施設において、市民文化団体の利用を優先し、あわせて使用料の減免についても検討を行い、市民の芸術文化活動を支援すること。

平成26年6月25日

長 崎 市 議 会